

生徒心得

1 登校・下校

- (1) 登下校には必ず制服を着用すること。
- (2) 始業時間及び下校時間を厳守すること。
始業時間 8:45 下校時間 15:40 部活動・生徒会活動時 18:00
(冬期は17:30)
- (3) 事前に設定した通学路を安全に留意して登下校すること。また、通学方法が変更になった際には必ず学校に伝えること。
- (4) 自転車で通学する生徒は学級担任に自転車通学届を提出し許可を受けること。なお、自転車保険には必ず加入すること。また、自転車に乗る際には、ヘルメットの着用に努めること。

2 行動

- (1) 始業の合図までには、着席又は整列し、授業を受ける準備をすること。
- (2) 校長室、職員室、事務室、準備室、授業中の教室または集会中の場所に出入りするときはノックをして許可を得てから入ること。
- (3) 落ち着いて生活をし、廊下や階段等は右側を通行して走らないこと。

3 所持品

- (1) 身分証明書を常に所持すること。
- (2) 学校の教育活動に不要のものを学校に持ち込まないこと。
- (3) 携帯電話等を所持する場合には「携帯電話等使用規約」を守り、「携帯電話等使用届」を提出すること。
- (4) 学校に納入する必要があるとき以外は多額の金銭を所持しないこと。また、納金は朝のうちに学級担任に納入すること。
- (5) 金銭及び携帯電話等の貴重品を持参した場合は、担任に保管を依頼すること。
- (6) 自己の所持品を紛失、あるいは他人の物品を拾得したときは教職員に届けること。
- (7) 貴重品の取扱いに注意し、みだりに物品の貸借をしないこと。また、生徒間で金銭、プリペイドカード、携帯電話等の貸借は絶対にしないこと。

4 公共物

- (1) 公共物を大切にし、破損した場合にはただちに学級担任に申し出ること。
- (2) 節水・節電に努めること。

5 保健衛生

- (1) 服装、頭髮等は正しく清潔に保つこと。ハンカチ等も常に清潔にしておくよう心掛けること。
- (2) 病気・負傷等の際は、速やかに関係の教職員に報告をし、指示を受けること。

6 交友

- (1) 年齢の上下を問わず、お互いの人格を尊重すること。
- (2) どのような理由があっても、暴力行為を行わないこと。
- (3) 交際は他人の誤解をまねくような行動を慎み、生徒としての節度を守り健全な交際をすること。

7 服装・頭髪

(1) 登下校時及び学校では、以下のとおり指定の服を着用すること

	冬 服 (4～5月、10～3月)	夏 服 (6～9月)
スラックス着用	・ブレザー (指定) ・ネクタイまたはリボン (指定) ・白ワイシャツ (市販品)	・白ワイシャツ (市販品) ・白半袖ワイシャツ (市販品)
スカート着用	・ブレザー (指定) ・リボンまたはネクタイ (指定) ・白ブラウス (市販品) ※必要に応じてストッキング、タイツの着用可 (市販品：ベージュ、黒)	・白ブラウス (市販品) ・白半袖ブラウス (市販品)
必要に応じて着用	・ベスト (指定) ・Vネックのセーター、カーディガン (市販品：黒、紺、白、茶、グレーで無地または、胸部分のワンポイントのもの) ・防寒着 (市販品：黒、紺、グレー、茶などの華美でないもの) ※防寒着をブレザーの下に着用することは不可とする。	・白ポロシャツ (指定) ・ベスト (指定) ※校外での行事の際には、行事ごとに指示されたものを着用する。
体操着等	・体操着 (指定：長袖、長ズボン、半袖シャツ、ハーフパンツ) ・体育館シューズ (指定) ※体育で使用する運動靴は、部活でも使用することが考えられるため、デザイン・色等は指定しない。	
靴・靴下等	・上履き (市販品：小学部は白一色のもの、中学部は黄色ラインが入ったもの、高等部は青色のラインが入ったもの) ・靴下 (市販品：白、黒、紺で、無地またはくるぶし部分にワンポイントのもの。ハイソックスの場合は、ふくらはぎ外側にワンポイントのもの。) ・靴 (市販品：ローファー等の革靴、または運動靴 (黒や白など華美でないもの)) ・バック (市販品：リュック及びスクールバック。色の指定はしない。ただし、職場見学等の校外での活動では、黒色や紺色等の落ち着いた色のバックを使用すること。)	
注意事項	・スラックスの着用、スカートの着用は各自が自由に選択できることとする。 ・ブレザーの左胸に校章をつけること。校章は校内販売 825 円 (税込) ・夏期の儀式 (1 学期終業式、2 学期始業式) の服装は、ワイシャツまたはブラウス着用の上、ノーネクタイ、ノーリボンとする。夏期の校外学習等の行事は、それぞれの行事で指定された服装で実施する。 ・セーター・カーディガンは、自分に合ったサイズのものを着用し、裾や袖が長すぎる物は不可とする。 ・冬期の儀式の際にはブレザー及びネクタイまたはリボンを着用する。冬期の清掃等の際には、ブレザーを脱いで活動も可とする。 ・インナーシャツは白、黒、紺、グレーの無地または胸部分のワンポイントのものとする。インナーシャツの形状 (長袖、半袖等) は問わないが、襟や袖から出ないようにすること。 ・諸事情により、上記の服装が難しい場合には事前に学校に相談すること。	

(2) 頭髪の染色はしないこと。

(3) 髪の毛が肩に掛かる場合は束ねること。ゴムは黒、紺、茶などの華美でないものとする。

(4) 化粧及び、ピアス、ネックレス、ブレスレット等のアクセサリは禁止とする。

8 校外一般

- (1) 公共の場でのマナーを守り、他人に迷惑をかけないようにすること。
- (2) 外出する場合は、行き先、帰宅時間を保護者に知らせること。
- (3) 特別の理由以外では深夜（23：00以降）の外出はしないこと。

※⇒栃木県青少年健全育成条例（23：00～5：00を深夜とする）

- (4) 外泊するときは、必ず事前に保護者に相談して許可を得ること。
- (5) カラオケやゲームセンター等へ行く場合には保護者の許可を得ること。また、各施設の年齢ごとの退店時間を守ること。

※⇒本県の風営法では保護者同伴でも16歳未満での利用は18時まで。

- (6) アルバイトは原則として禁止する。

9 諸願・届

次の場合には、該当する書類を提出すること。

- (1) 転校、退学、休学（復学）を希望する時（転学願、退学願、休学願、復学願）
- (2) 引っ越しにより住所が変わった時（住所等変更届）
- (3) 運転免許の取得を希望する場合（普通自動車運転免許取得願）
※高校3年生で、原則として進路が決定した生徒に限る。
- (4) 携帯電話を所持する場合（携帯電話等使用届）
- (5) 通学方法が変更になった時（通学方法確認書）
- (6) 自転車で通学したい時（自転車通学届）